

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
1月15日
(金曜日)

目次

告示

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正 (財政課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

主要農作物の奨励品種に関する告示の一部改正 (農業振興課) 二

漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (水産振興課) 二

道路の区域の変更 (道路整備課) 二

建築主事の所管区域等に関する告示の一部改正 (建築指導課) 三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (二件) (県民生活課) 三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) 三

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (三件) (商政課) 四

土地改良区設立認可申請に係る決定 (農村整備課) 五

公安委告示

道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示の一部改正 (公安委告示) 五

公安委公告

契約の締結 五

山口県告示第六号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示 (平成十



九年山口県告示第十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関成

- 二 (中)を(甲)とし、(三)から(六)までを(四)から(九)までとし、(二)の次に次のように加える。
- (三) 定住自立圏等民間投資促進交付金

山口県告示第七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年一月十五日から同年二月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市生活環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本製紙ケミカル株式会社
住 所 東京都千代田区一ツ橋一丁目二番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 日本製紙ケミカル株式会社岩国事業所
所在地 岩国市飯田町二丁目八番一号
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 力 ($m^3/日$)	工事着手 予 定 日	工事完成 予 定 日	
四六一〇	一〇三	平成二二、 二、二八	平成二二、 二、二八	平成二二、 三、一
		連 続	間 隔	使用時間 一日当た りの使用 時間 二四時間 変動なし

備考 「四六一〇」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する過施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
四六一口	三・五	四・五	三〇
水素イオン濃度 (水素指数)	三・九〇	五・一〇	三〇
化学的酸素要求量 (mg/l)	三・〇	五・〇	三〇
浮遊物質量 (mg/l)	八・五	一一・九	一・三七
窒素 (mg/l)	一・三	一・九	一・三〇〇
リン (mg/l)	一・三	一・九	一・四〇〇

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
七	八・六	一〇	六・八〇〇
水素イオン濃度 (水素指数)	五・四	一〇	七・三〇〇
化学的酸素要求量 (mg/l)	検出せず	検出せず	
浮遊物質量 (mg/l)	検出せず	検出せず	
動植物油脂類 (mg/l)	〇・七	一	
窒素 (mg/l)	〇・〇五	〇・〇七	
リン (mg/l)	六・八〇〇	七・三〇〇	

山口県告示第八号

主要農作物の県奨励品種に関する告示(昭和五十九年山口県告示第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関成

一の表水稻うるちの項中「ひとめぼれ」を「ひとめぼれ きぬむすめ」に改める。

山口県告示第九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十七年山口県告示第六百七十四号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十二年十二月二十六日限り消滅した。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関成

東和町東部加入区 白木加入区

橘加入区

上関加入区

山口県告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十二年一月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 湯ノ口美祿線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考

美祿市伊佐町河原字花地六二の二地 先から 同市伊佐町河原 同字三四の一 地先 まで	
新	旧
最狭 三三・二五	最狭 三三・二五
二八一・〇	二八一・〇

山口県告示第十一号

建築主事の所管区域等に関する告示(平成二年山口県告示第三百五号)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月十六日から施行する。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

表中「山口土木建築事務所
に勤務する建築主事」阿武郡阿東町
及び「(阿東町を除く。)」を削る。



(八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年一月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 昭和音楽館二一
代表者の氏名 柘谷 學
主たる事務所の所在地 下関市豊前田町二丁目八番九号

三 定款に記載された目的
広く一般市民に対して、昭和音楽の普及・啓発に関する事業を行い、音楽がたなぐ地域コミュニティの形成と音楽文化の向上に寄与すること。

(九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年三月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ACTSAIKYO
代表者の氏名 三井 裕
主たる事務所の所在地 下松市大字西豊井八八六番地の八

三 定款に記載された目的

山口県内のバドミントン愛好者に対して、競技力の向上に関する事業を行い、バドミントン競技の振興と普及に寄与すること。

(一〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年一月十五日から同年五月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ
所在地 下松市中央町二一番三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

合同会社下松タウンセン 下松市中央町二一番三号 青木 岳彦
ター開発

下松商業開発株式会社 " " " 金織 俊弘
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の名称	下松タウンセンター開発株式会社	合同会社下松タウンセンター開発
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	齋藤 明弘	青木 岳彦

四 届出年月日
平成二十一年十二月二十八日
五 変更年月日
平成二十一年十二月十五日

(一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年八月二十一日山口県公告(二六三)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年一月十五日から同年二月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパーピクロス柳井店
所在地 柳井市古開作六六四の一七
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年八月二十一日山口県公告(二六四)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年一月十五日から同年二月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びスーパーピクロス柳井店
所在地 柳井市古開作六六四の一七
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年八月二十八日山口県公告(二七五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年一月十五日から同年二月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イエローハット山口店・ユニクロ山口店
所在地 山口市宮島町九九七の一
二 意見の概要
騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(二四) 土地改良区の設立の認可の申請に係る決定

次の土地改良区の設立の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 土地改良区の名称等

土地改良区の名称 申請人

岩国市南河内土地改良区

松本 文人ほか二〇人

二 縦覧の期間

平成二十二年一月十八日から同年二月八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県公安委員会告示第一号

道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示(平成十八年山口県公安委員会告示第七十一号)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月十六日から施行する。

平成二十二年一月十五日

山口県公安委員会

表一般国道の部九号の項中「阿武郡阿東町」を「山口市」に、「山口市」を「同市」に改める。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十二年一月十五日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び予定数量

ICカード化運転免許証用ICカード 七万五千六百枚

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十一年十二月四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

六 落札金額

一枚当たり五百七十七円五十銭

七 入札公告日

平成二十一年十一月十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

平成二十二年一月十五日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁